

区民の声の公表（令和4年12月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
乳母車の乗車に関する要望	双子の乳母車をバスに乗車をさせる問題が報道されている。バス会社では、運転手の方が乗車の手助けを義務との発言がありました。二人用又一人用にかかわらず、あくまでバスの乗車率だと思えます。混んでいては乗車はかなわないでしょうか？ 運転手さんの責任ではありません。 そこでリフト付きタクシー利用券登録システムのように子供乳母車利用の家庭に申請書の提出を申請出来るような制度を検討なさってはいかがかと思えます。運転手さんも余分なきつつかいも必配せず運転に専念が出来ると思ひ提案をします。又乗客の皆さんにもわずらしい思いをさせなくて済みますのでぜひご検討をお願いします。	区では、双子（多胎児）を育てるご家庭を対象に、令和3年4月より、移動支援事業としまして、タクシー料金助成を行っており、多くの多胎児家庭にご利用いただいております。また、この事業の実施にあたりましては、対象のご家庭にアンケートを実施し、その結果等も踏まえまして、令和4年度には、対象の年齢要件の拡充も行ってまいりました。 そのうえで、日常生活の中で、子育てしている方が、身近な地域で安心してくらするよう、妊娠期から就学前までの切れ目ない支援にも取り組んでおります。 一人でも多くの方が、思いやりの気持ちをもって、お子さんや親御さんへ温かい目を向けていただければ、引き続き気運の醸成にも努めてまいります。また、この度いただきましたご意見も参考に、子ども・子育て支援事業に取り組んでまいります。	子ども・若者部 子ども家庭課	電話 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081	令和4年12月1日	
生ごみコンポストの助成	生ごみコンポストの助成をお願いします。世田谷区は住宅街が多いので是非！ コンポストを自費で購入して6年ほど使用しています。コンポストや黒土の購入に補助が出る自治体がうらやましいです。落ち葉がごみに出されているのを見ると心が痛みます。生ごみを宝に！！	生ごみ処理機購入費の助成に関しましては、過去に実施しておりましたが、申請者数の大幅減に伴い平成24年度で終了とさせていただきます。その後、多くの方が実践できるものとして、生ごみの減量講習会や生ごみ堆肥を活用した野菜作り講習会を定期的に実施し、生ごみ減量の重要性について啓発を行っています。生ごみは家庭から出る可燃ごみの約3割を占めているため、更なる削減に向けて、より効果的な施策を検討してまいります。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341	令和4年12月1日	
道路上での商品陳列や看板設置に関して	私は駅周辺に住んでいるのですが、商店街の道路上での商品陳列や看板設置に関して気になり、ご相談のメールをお送りしております。 最近、路上駐輪の取り締まりが強化され、自転車の数は少なくなっております。ただ、「一時的な」駐輪以上に、取り締まりを強化すべきなのは、「定常的に」置かれてしまっている商品陳列や看板設置だと考えています。一例をあげますと、歩道部分を全て埋め尽くすように、毎日、商品が陳列されている状況です。駅周辺ということもあり、子どもと車がすれ違い、クラクションを鳴らされている様子も何度も見えました。道路交通法違反という側面もあると思います。 このあたり、安全な街づくりという観点から、区として対応いただくことは可能でしょうか？	道路上の立て看板やはみ出し商品等は通行の妨げとなり、道路法にも違反していることから、区は日頃より職員によるパトロールを行っており、また、区民からの通報等により違法な状況を確認した際には、敷地内に入れるよう指導を行っております。 一例としてご指摘いただきました件につきましても、区としても認識しており、以前より当該店舗に対し指導を重ねております。 引き続き、道路上の看板やはみ出し商品等については、適宜指導を行うとともに、所轄の警察署と合同パトロールを実施することにより対応を図ってまいります。	土木部 土木計画調整課	電話 03-6432-7958 FAX 03-6432-7993	令和4年12月1日	
プラスチックごみの資源リサイクル回収について	他区ではプラスチックが資源ごみとして回収されています。 世田谷区でもリサイクル回収していただきたいです、世田谷区のプラスチックごみの取り組みも拝見しましたが一部の方がやるような内容です。世田谷区民一人一人がプラスチックを資源ごみとして出す方がよっぽど効果的だと思います。 世田谷区のような東京を代表するような区が環境問題に対して率先して行動するべきだと思います。	現在、区では、一部のプラスチックを除いて、可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却・熱回収したうえで、発電や温水プール等に有効利用しています。 また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す世田谷区においても、プラスチックの分別収集に向けた社会的要請は日々高まっているものと考えております。 プラスチックの分別収集にあたっては、リサイクルの手法により二酸化炭素削減効果が大きく変化することや、実施にあたり多大な経費が必要となるなどの課題があるため、国や都の支援策の動向、及び他自治体の取り組みを注視するとともに、清掃・リサイクル審議会等を通じて十分な検討を行い、世田谷区としての方針・対応を今後決定していく次第です。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341	令和4年12月7日	
出産育児(出産クーポン)について	来年より始まるという出産クーポンですが、自治体ごとに現金給付かクーポン配布か選べると聞きました。 私は来年2月に出産を予定していますが、次年度の出産育児一時金を見越してか、出産費用が年明けより急に値上げされました。 また、普段フルタイムで仕事をしていることもあり、家事育児の負担軽減のため、食洗機や洗濯乾燥機などを導入したいと考えています。 直接子どもにかかわる物品は、兄弟のおふるが使えるため、10万円は現金でいただけるととてもありがたいです。 ぜひ現金給付をお願いします！	お問い合わせのとおり、今般、国が妊娠届出時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るために、経済的支援を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金）を創設いたしました。その経済的支援の支給につきましては、電子クーポンなどが想定されておりますが、令和4年度はクーポン発行等に準備に時間を要する場合には現金給付も排除しない、とされております。 頂いたご意見も踏まえまして、世田谷区では現在、支給方法も含め、内容の詳細や給付時期を検討し、可能な限り早期に事業実施を目指して準備をしております。今後、事業の概要等について区HPなどでお知らせしてまいります。	世田谷保健所 健康推進課	電話 03-5432-2595 FAX 03-5432-3102	令和4年12月7日	出産・子育て応援事業(国の出産・子育て応援交付金)について
使い捨てカイロ回収	世田谷区のSDGs取組の1つとしてご検討いただきたいことがありご連絡させていただきました。 現在、使い捨てカイロは不燃物扱いとなっておりますが、水質浄化に使用できるようです。 回収されている会社があるようなのですが、送料が送付者負担となっているため、区で回収・まとめて配達いただくことは難しいでしょうか。ご検討いただければ幸いです。	現在、区では、収集した不燃ごみは区内の中継所で一部の金属系ごみを手選別し、資源化処理事業者に引き渡しております。ご指摘の使い捨てカイロなど、その他の不燃ごみは東京23区清掃一部事務組合が運営する不燃ごみ処理センターに搬入しております。不燃ごみ処理センターでも鉄や金属を磁気選別して回収しております。 区としましては、環境に配慮した持続可能な社会の実現を基本理念とする「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」の中で、家庭からの資源回収の推進を具体施策としております。今回ご提案いただきました使い捨てカイロを含め、資源化が可能な品目の調査を進め、持続性や費用対効果等の視点を持って、資源化の推進を検討していきます。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和4年12月9日	

<p><b>散歩道でのベンチの増設要望</b></p>	<p>芦花公園駅から成城学園駅までのバス道と世田谷文学館の南側を歩いて環八までの緑道は高齢者の絶好の散歩道となっている。しかし、文学館の南側に休憩のベンチが2か所設置されているが、この周辺は環境が非常に良いので、ベンチの利用状況が多い。従って、散歩の途中で利用しようと思っても利用できない時が多い。この周辺にあつて複数個所のベンチ増設をお願いしたい。</p>	<p>区では、「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その中で道路、公園などには必要に応じてベンチを設置するよう定めていす。さらに、歩行や移動に障害がある人や、妊婦、子どもをかかえた人など、長時間歩くことが困難な人でも、外出中にひと休みできる場をつくろうと、「座れる場づくりガイドライン」を作成し周知を図るとともに、道路上にベンチを設置するための指針として「世田谷区路上ベンチ等設置指針」を策定するなど、まちなかに座れる場を増やすため、関係所管と連携しながら取り組んでいるところです。ベンチを設置するには、その場所の安全性や、通行者への支障の有無、沿道住民の御理解、御協力など様々な条件を考慮する必要があります。ご意見のございました世田谷文学館周辺を調査したところ、南側遊歩道にベンチ設置の可能性がある場所がございますので、令和5年度設置に向け引き続き検討を進めます。</p>	<p>都市整備政策部 都市デザイン課</p>	<p>電話 03-6432-7151 FAX 03-6432-7996</p>	<p>令和4年12月12日</p>	
<p><b>中学校給食の牛乳のプラスチックストロー廃止について</b></p>	<p>先日中学校1年生の娘の通っている区立中学校から、プラスチックの使用量を減らすため、給食の牛乳パックのストローを廃止し、パックから直接飲むように変更すると連絡がありました。プラスチックの使用量の削減は、昨今の環境状態でも必要なことではあると理解しておりますし、紙パックも直接飲めるように改良されたものだと説明の文書はいただきましたが、マナーと衛生上、パックに直接口をつけて飲むということが、良いことだとは理解できません。また、まだコロナの感染も収まらない中、外気にさらされて運搬される紙パックに直接口をつけて飲むということは、密封されたストローと同じくらい衛生的に安全なのでしょうか。学校はコロナ以外の感染症の感染リスクも高い場所でもあります。リスクが増える選択は避けていただきたいと考えます。プラスチックストローの使用を減らすなら、紙ストローへの切り替え、ピン牛乳の導入など、他にも方法があるのではないのでしょうか。</p>	<p>近年、世界的な環境問題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、国では令和4年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されるなど、プラスチック廃棄物の排出抑制等に向けた社会的な動きが加速しております。世田谷区立小・中学校の給食では、現在、牛乳を飲む際にプラスチックストローを使用しておりますが、東京都教育庁からプラスチックストロー削減の協力依頼があったことも踏まえ、ごみの減量などの環境配慮から、世田谷区においてもプラスチックストローの削減を進めていくことといたしました。一方で、現在の牛乳パックの飲み口を開けて直に飲む方法は、その形状から飲みにくいと感じる児童・生徒が多いのではないかと懸念され、食事マナーといった食育の観点からの課題もあることは認識しております。このことからストロー削減の実施にあたり、教育委員会では、上手に飲むことができない、あるいは食事マナーの問題などから、牛乳パックに直接口をつけて飲むことに抵抗がある児童・生徒については、ストローの使用を認めるよう学校に周知しております。加えて、家庭や外出先など状況によってはコップに入れて飲むなどの対応が必要となり、パックに直接口をつけて飲むことが、常に適切であるとは限らないことを児童・生徒に伝えるよう学校にお願いしております。また、直接口をつけて飲む部分につきましては、牛乳パックを手で開くまで外気に触れる箇所ではないため、衛生的に汚染されていないことを乳業メーカーに確認しております。ご提案のピン牛乳の導入につきまして、現在、学校給食用牛乳を提供している乳業メーカーにおいて取り扱いがないため、難しい状況です。今回のプラスチックストロー削減の取り組みについて、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和4年12月12日</p>	
<p><b>養護施設退所者への不動産賃貸について</b></p>	<p>新聞で世田谷区では養護施設退所者への支援事を拡充するとの記事が掲載されていきました。私は以前より東京都に対して不動産の遺贈寄付を受け入れて施設退所者へ一時的に安く賃貸する制度の創設を提言していますが、一向にその気配はありません。施設退所者も立派な社会人としての一員です。どうぞ暖かい目で世田谷区は先鞭をつけてあげてください。</p>	<p>今回ご提案いただいた内容の類似事業として、世田谷区においては、児童養護施設退所者等に対して区営住宅の住戸（5ヶ所、定員計13名）を低廉家賃で提供する制度を2016年度から実施しております。また、個々の事情に応じて居住地を選択したいという意向を持つ若者も多く、それらの若者に対しては、区内外の皆様からお寄せいただいた寄附金を活用して家賃補助という形で支援していくことを2023年度から実施していく予定にしております。今回の貴重なご提案については、今後の事業の参考とさせていただくとともに、他の自治体への波及に寄与できるよう取り組んでいきたいと思ひます。</p>	<p>子ども・若者部 児童相談支援課</p>	<p>電話 03-6304-7740 FAX 03-6304-7786</p>	<p>令和4年12月15日</p>	
<p><b>図書館カードの電子化の希望</b></p>	<p>いつも図書館サービスを利用させていただいております。読みたい本をネット予約して、図書館カウンターで借り、帰宅が遅くなる時も返却ボックスが利用できるのも、大変助かっています。お陰さまで多くの書籍を無料で読むことができ感謝いたします。多くの便利なサービスを提供していただいておりますが、図書館カードをカード形式でなく、電子化してスマホで画面提示できるとより便利になると思ひます。カードの発行の手間がなくなり、ペーパーレスが可能となります。子どもや高齢の方には今まで通りのカード形式が必要なのかも思ひませんが…また導入費用の面もあるのかと思ひますが、働く世代にとってはスマホアプリが使い勝手がよく、是非ご検討頂ければ、と思ひます。</p>	<p>ご提案いただいたように、スマホ等にバーコードを表示させ、図書館共通利用カードがなくとも貸出等が可能になれば、より利用者の利便性が向上すると思ひています。またバーコード表示ではなく交通系ICカードやスマホ等のFeliCaを活用した方式もあり、23区の図書館でもバーコード表示やFeliCaに対応した区が徐々にではありますが増えてきています。世田谷区の現在の運用では、カードの所持をもって本人または本人の代理人と見做していること、また一部資料の閲覧についてはその間カードを預かることとしているなど、解決しなければならぬ課題もあります。今後、図書館システムの更新等の機会を捉え、他自治体の図書館の先例や動向等も踏まえ、利用者の利便性の向上に向けて、検討を進めてまいります。</p>	<p>生涯学習部 中央図書館</p>	<p>電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436</p>	<p>令和4年12月18日</p>	
<p><b>中学の暖房設備の早期修理要望</b></p>	<p>中学3年受験生の保護者です。暖房設備の早期修理を要望します。エアコンの効きが悪いままで、教室が寒く、しもやけが出来ています。うちの娘一人ではなく複数人できているとのこと。これから受験本番の中3生なので勉強に集中させてあげたいです。なるべく早く対応をお願いします。</p>	<p>中学校のエアコンにつきましては、毎年、定期点検を実施するとともに、不具合等が確認された場合には、部品の交換など修繕対応を行い、適宜エアコンの薬品分解洗浄を行っております。当該の教室を含めて学校内のエアコンにつきましては、現時点では不具合等は確認されておませんが、老朽化に加え、新型コロナウイルス対策としての窓開け換気などにより、冬場の寒い日におきましては、教室内が十分に暖まらない状況となっております。そのため、エアコンを補充するものとして、新学期の設置に向けて、各教室及び少人数教室にファンヒーターなどの暖房器具を設置する予定としており、現在学校と調整しているところです。教育委員会では、区内の全小中学校90校のうち、設置年度が古いエアコンを順次更新する計画としており、当該中学校のエアコンにつきましては、来年度に更新する計画としております。厳しい寒さが続くなか、生徒や学校関係者の方々には、大変なご不便をおかけし、また、保護者の皆様にはご心配をおかけしまして、申し訳ございません。引き続き、良好な教育環境の確保が図れるよう、学校施設・設備の保全に努めてまいります。</p>	<p>教育総務部 教育環境課</p>	<p>電話 03-5432-2666 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和4年12月19日</p>	

<p><b>公立幼稚園のネットワーク環境について</b></p>	<p>子どもが通っている幼稚園ではコロナ禍もあり全体保護者会をオンライン形式（ZOOM）で開催していただいているので、密を避けるというメリット以外にも、乳幼児がいる家庭や仕事をもつ保護者にとってもその場へ行く負担が少なくとても助かっています。</p> <p>ただ、先日の保護者会にて園児の活動の様子を動画で配信してくださったときに、音声も映像もカクカクでほとんど見られずまったく様子がわかりませんでした。後で先生に聞いてみると、なんと固定回線ではなく古いポケットWifiが支給されその回線で皆さんお仕事をされていると聞きました。今どき固定回線の無い環境があるのかとても驚きました。そしてそんな脆弱なネットワーク環境の中お仕事されている先生方が心底気の毒になりました。</p> <p>世田谷区の小中学校では生徒にタブレットが支給されICT化が進んでいると聞いています。確かに幼稚園では園児がインターネットを使って学習するというようなことはありませんが、多くの職員を抱えている教育機関でのネットワーク回線がポケットWifiというのは、あんまりではないかと思えます。大人数の生徒が一斉にアクセスする負荷に耐えられるような小中学校並みの回線とまでは思わないので、せめて一般家庭で使われている程度の光回線を敷設してはどうでしょうか。</p>	<p>区立幼稚園については、w i f i などの I C T 環境の整備が区立小・中学校に比べ、立ち遅れていることは否めないのが現状です。区では、乳幼児教育・保育施設をめぐる状況の変化を踏まえ、本年8月に区立幼稚園の今後のあり方を示した「区立幼稚園集約化等計画」を策定いたしました。</p> <p>この集約化等計画では、現在8園ある区立幼稚園を区内5地域に1か所程度に集約化し地域の教育・保育の拠点として位置付けるとともに、3歳児保育の導入や、医療的ケアを必要とするお子さんや配慮を要するお子さんへの対応の充実など区立幼稚園の機能強化を図ることとしています。</p> <p>区としては、区立幼稚園の I C T 環境の整備についても、世田谷区の教育・保育の質の向上に向けて、集約化等計画を進めるにあたり必要な改修工事等の取組みと合わせて検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>教育政策部 乳幼児教育・保育支援課</p>	<p>電話 03-6543-1531 FAX 03-6453-1534</p>	<p>令和4年12月22日</p>	
<p><b>土のうの運用について</b></p>	<p>土のうの運用について相談させてください。</p> <p>数年前の洪水で前の道が冠水した関係で、土のうステーションよりいただいて災害に備えています。外袋が経年劣化によりボロボロになり運ぶことが困難な状況になってしまっています。そこで、担当課に相談させていただいたところ、お役所対応となりました。</p> <p>（相談内容） 土のうの外袋がボロボロになり運ぶことが困難になっている。新しい袋をもらえないか？また、廃棄する場合の手順を教えてください。</p> <p>（区の回答） 新しい袋の配布はしていない。ホームセンターで購入してほしい。廃棄についても区では対応していない。廃棄業者を探して廃棄してください。ホームセンターでも取り扱っているところがあるかもしれません。</p> <p>以上の回答でした。 土のうを配布しているのであれば、運用、廃棄などの運用サイクルをしっかりと計画していただけないでしょうか。世田谷区は、「SDGsに向けた取り組み（ごみ減量・リサイクルに向けた取り組み）」を掲げていますので、その部分ではまったく反対のことをされていると思います。申し訳ございませんが、改善対応をお願いします。</p>	<p>土のうステーションの土のうは、大雨によるご自宅の浸水被害を防ぐための「自助」をサポートする取り組みの1つとして、必要とされる方に差し上げているものです。そのため、お持ち帰りいただいた土のうは、ご自宅にて保管し、再利用していただくようお願いしております。</p> <p>一方、令和元年台風前後にお持ちいただいた土のうは、その後の保管状況によって経年劣化がみられるようで、今回いただいたご要望と同様のご相談が多く寄せられるようになってきているところです。</p> <p>現在、区が所有する土のう用の外袋は、河川からの越水等の対応のために予備的に常備しているものであるため、経年劣化により破れかけてきた際は、利用者において外袋をホームセンター等で購入するなどにより元の土のうを再利用していただくようお願いしております。</p> <p>区といたしましては、いただいたご要望を踏まえ、土のうステーションからお持ち帰りいただいた土のうを廃棄せず、長く使っていたくという観点から、土のう用の外袋の配布を含め運用を検討してまいります。</p>	<p>土木部 土木計画調整課</p>	<p>電話 03-6432-7954 FAX 03-6432-7993</p>	<p>令和4年12月27日</p>	
<p><b>心身障害者福祉手当の所得制限について</b></p>	<p>障害児の手当についての意見です。親の所得によって金額が変わったり、貰えないという事は、どういう事なのでしょう。そこは、平等にするべきでしょう。</p> <p>子どもの福祉に親の年収は関係ないのですから。ましてや障害児です。どうしても制限をかけたいのであれば、3000万円以上の家庭や、子どもが複数人いる家庭には無条件で、などの緩和措置を早急をお願いしたいです。</p> <p>我が家はギリギリの所で切られていて一人の子は障害児で、ほかの二人の子もさまざまな面で制約の多い生活です。</p>	<p>世田谷区心身障害者福祉手当は、障害又は疾病のある方に対し、手当を支給することにより、これらの方の福祉の増進を図ることを目的としております。</p> <p>この手当は、手当の支給の費用を公費により賄う制度のため、他の手当や年金制度、医療費助成制度と同様に、所得による支給の制限が行われていることを考慮しています。</p> <p>そのため、本人(20歳未満の障害者)にあっては保護者)に一定程度の所得がある場合には、手当の支給をしていません。</p> <p>なお、世田谷区心身障害者福祉手当は、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症、指定難病の医療券等、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に支給しており、障害程度によって支給金額もそれぞれ異なりますが、所得額による支給金額の変更はございません。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>電話 03-5432-2388 FAX 03-5432-3021</p>	<p>令和4年12月28日</p>	
<p><b>樹木の保護、移設について</b></p>	<p>家屋解体の時、樹木も伐採するケースをよく目にします。</p> <p>樹木でも果樹類（柚子、みかん、栗、柿、ピワなど）を伐採せず、区の土地、公園、施設などに移設できないものでしょうか？</p> <p>理由は、政府は食料自給率アップを目指しています。樹木は成長するのに年月を必要とします。 せっかく果樹があるので、伐採せず保護し、給食時の提供で、教育の一環にできればと考えております。</p>	<p>樹木の移設について 区では、区政100周年を迎える2032年に区内のみどり率を33%にする「世田谷みどり33」を長期目標に掲げて、みどりの保全と創出に取り組んでいます。民有地における樹木で基準を満たし指定された「保存樹木」に対しては、日常の維持管理の支援を行っています。</p> <p>建物の新築など土地利用の変化に伴う樹木の維持についても、可能な範囲で保全の検討をお願いしています。同じ場所での維持が困難で別の場所へ移植する場合は、申請に基づきその費用の一部を助成しています。やむを得ず伐採する場合は、高さ10m以上の大きな樹木は事前に届出が必要となっています。</p> <p>なお、樹木寄付のお申し出があった場合は、様々な条件がありますがご相談に応じています。</p> <p>果樹の給食時の提供について この度は、学校給食の食材に関するご提案をいただき、ありがとうございます。折角のご提案ではありますが、安全な給食提供を行うため、給食で使用する食材は、衛生的に生産・流通されたものである必要があります。そのため、区立の小・中学校は区の学校給食用食材を扱う事業者登録制度に登録した事業者（食品衛生の知識が十分にあり、食品を清潔に取り扱うことのできる事業者）から食材を購入することとしています。</p> <p>ご提案いただいた区の土地、公園、施設などに移設・保護し採れた果実類については、できるまでの過程が把握できず、食材の衛生状態が確認できないため、給食で使用するには残念ながら適さないものと考えております。</p> <p>区内農作物を利用した給食提供については、地場産物を知る機会や食料自給率の向上の点からも意義のあることと認識しております。</p> <p>引き続き、安全・安心の給食提供および区内農作物の活用にも努めてまいります。</p>	<p>みどり33推進担当部 みどり政策課  教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-6432-7904 FAX 03-6432-7989  電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和4年12月28日</p>	